

Ⅱ－１

代議員選挙に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会定款第12条に基づき、代議員の選出に関する事項について定めるものである。

(選出方法)

第2条 代議員は、第3条に規定する地区ごとに、各地区の正会員の選挙によって選出する。

(選出地区)

第3条 選挙は、全国を次の地区に分けて行う。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (3) 関東地区：新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県
- (4) 北陸地区：富山県、石川県、福井県
- (5) 中部・東海地区：静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県
- (6) 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
- (7) 中国・四国地区：鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (8) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における正会員に限りこれを有する。

- 2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前第1項の正会員であることが条件であり、加えて正会員2名による推薦を要する。
- 3 選挙人及び被選挙人の所属地区は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における正会員台帳に記載された勤務先住所とする。
- 4 前項の勤務先がない場合は、学会誌送付先住所とする。

(代議員定数)

第5条 代議員定数は、定款第12条第1項により350名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割当てて。

- 2 前項の 案分比例方法は、別紙1の通りとする。

(選挙管理委員会)

第6条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、

「委員会」という。)が行う。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第7条 選挙に関する公示は別に定める日までに行わなければならない。

2 委員会は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における有権者名簿を別に定める日までに学会誌及び医学会ホームページに公表する。

3 委員会は、前項による選挙人名簿の公表の他、各地区ごとに選挙人名簿を縦覧させることができる。

4 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めたときは、別に定める日までに、委員会に異議の申し立てをすることができる。

5 委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

(立候補の届け出)

第8条 立候補しようとする者は、別紙2の立候補届に所信表明及び正会員2名の推薦者を記載し、別に定める日までに委員長に届け出なければならない。

(公示)

第9条 委員会は、地区毎に候補者の名簿及び立候補届をまとめ、選挙の行われる年の別に定める日までに、会員に公示しなければならない。

(選挙期日)

第10条 選挙期日は、別に定める日とする。

(選挙日程の決定)

第11条 第4条第1項及び第7条から第10条に規定する「別に定める日」は、理事会が定める。

(投票)

第12条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選出し、委員会が定めた投票用紙に自ら記入して、投票期日までに到着するよう委員長に郵送しなければならない。

2 投票は、無記名投票とする。

3 第1項に拘わらず理事会が必要と認めた場合は、電磁的方法により投票を行うことができる。

4 前項の規定により電磁的方法による投票を行う場合は、選挙管理委員会が具体的方法を定める。

5 第1項から第4項の規定にかかわらず、各地区において候補者数が選出しようとする代議員の定数を超えない時は、該当する地区については信任投票を行う。

6 前項の信任投票は、該当する地区ごとにその選挙人に対し次に掲げる事項

を各別に通知する方法で行う。

- (1) 当該地区にかかる候補者氏名
 - (2) 当該地区について、候補者が選出しようとする代議員の定数を超えないため、選挙期日をもって候補者を当選人とする旨
 - (3) 特定の候補者が当選人になることについて、選挙人が所定の期間内に書面で異議を述べることができる旨
 - (4) 前号の書面の送付先住所
- 7 前項第3号の所定の期間は、2週間を下ることはできない。
- 8 選挙人が第6項第3号の期間内に所定の候補者が当選人になることについて異議を述べなかったときは、当該選挙人は、当該特定の候補者について信任する旨の投票をしたものとみなす。
- 9 当該地区の選挙人総数の2分の1以上の選挙人が第6項第3号の期間内に特定の候補者が当選人となることについて異議を述べたときは、当該特定の候補者は当選人とはならない。
- 10 前項の規定により特定の候補者が当選人とならなかった場合は、その地区代議員は欠員とし、補充選挙は行わない。

(開票)

- 第13条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、正会員の中より開票立会人若干名を指名する。
- 2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

- 第14条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞き、これを決定しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、次の投票は無効とする。
- (1) 第12条第1項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記入事項のすべて。
 - (2) 投票用紙の記入が不明確なもの。ただし、明らかに特定の候補を指すことが認定された場合は有効とする。
 - (3) 正会員の本人以外の者による投票
 - (4) その他不正行為による投票

(当選人の決定)

- 第15条 当選の決定にあたっては、第5条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とし、次点は3人までを補欠人とする。
- 2 前項において、第12条第6項により信任投票を行う地区の候補者は、第12条第8項に定める選挙人からの異議が同条第9項に規定する要件に満たなかったとき当選人とする。
- 3 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。

4 当選人が決定した時には、委員会は当選人に当選の旨を通知し、選挙結果を理事長に報告したうえで速やかに会員に知らせなければならない。

(異議の申し立て)

第16条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より14日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第17条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長に報告する。

2 選挙の無効が決定された地区では、当該地区において再選挙を行う。

3 前項の選挙無効の判断は、委員会が顧問弁護士の意見を聞き決定する。

(当選人の繰り上げ補充)

第18条 選挙日より50日以内に当選人が辞退又は会員の資格を喪失した時は、その地区の補欠人を順次繰り上げて当選人とする。但し、第15条第1項の補欠人3人を超えた場合の欠員は原則として補充しない。

2 委員会により当選の無効が決定された場合には、補欠人3人までを繰り上げて当選人とする。

(補欠選挙)

第19条 代議員の減少により、代議員総数が第5条第1項に規定する250名を下回る事となった場合には、補欠選挙を実施しなければならない。

2 前項の補欠選挙は本選挙に準じて行う。

(不正行為)

第20条 次の事項で発覚した不正を、不正行為として対処する。

(1) 立候補に関する不正

(2) 投票に関する不正

(3) (1)、(2)以外の選挙に関する不正

2 不正が発覚し委員会が不正行為と認めた場合は、次の手続きを行う。

(1) 委員会は、不正の発覚時期は問わず発覚時点での事実関係を調査のうえ、顧問弁護士の意見を聞き判断した結果を理事会に報告する。

(2) 理事会は、前号の報告について審議を行い、特に悪質と判断した場合は倫理委員会に諮問し、対応を決定する。

(選挙事務)

第21条 選挙に関する事務は、本医学会事務局において行う。

(規則の改廃等)

第22条 本規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において承認する。

附 則

本規則は、平成23年6月3日より施行する。
本規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

本規則は、平成25年6月12日より施行する。

附 則

本規則は、平成26年6月4日より施行する。

附 則

本規則は、平成27年5月27日より施行する。なお、本規則の施行に伴い、「代議員選挙に関する内規（平成23年6月3日施行、平成26年3月15日改正施行）」は廃止する。

附 則

本規則は、平成30年6月27日より施行する。

(別紙1)

代議員選挙に関する規則第5条第2項に規定する代議員定数の案分比例方法は、次の表に示す計算により決定する。

ウェブスター方式 (四捨五入を用いた除数方式)

選挙区	会員数	会員数÷d d1	四捨五入後 議席数	会員数÷d (増減後) d2	四捨五入後 議席数	総定数
北海道						
東北						
関東						
北陸						
中部・東海						
近畿						
中国・四国						
九州						
総定数						350

- (1) 全国の総会員数÷350を基準会員数dとする。
- (2) 各選挙区の会員数を基準会員数dで割る(d1)。その値の小数点以下を四捨五入した結果を各地方の議席数とする。但し、この結果で得られた議席数の総和が350より大きい場合には、基準会員数d(d2)を増大させ、議席数の総和が総定数に等しくなるようにする。逆に、得られた議席数の総和が350より小さい場合には、基準会員数d(d2)を減少させ、議席数の総和が総定数に等しくなるようにする。

(別紙2)

公益社団法人日本リハビリテーション医学会
代議員 立候補届

西暦 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

私は、代議員選挙に関する規則に従って、公益社団法人日本リハビリテーション医学会代議員選挙に立候補致します。

立候補者氏名 (自署) _____ 印

会 員 番 号 : _____

生 年 月 日 : 西暦 年 月 日 _____

住 所 (自 宅) : _____

選 挙 区 : _____

所 属 機 関 名 : _____

職 名 : _____

【所信表明】

推薦人 : 会員番号 _____

氏名 (自署) _____ 印

所属機関名 _____

推薦人 : 会員番号 _____

氏名 (自署) _____ 印

所属機関名 _____

II-2

役員候補者の選出並びに役員の選任に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第24条第1項に定める社員総会における役員選任に向けて、役員候補者の選出、理事会における役員候補者の提案、社員総会における決議等についての方法を定めるものである。

(意向選挙の実施)

第2条 役員候補者は、代議員による原則として電磁的方法を用いた投票での意向選挙により選出する。

2 意向選挙における役員候補者の定数（以下「定数」という。）は、理事候補者20名、監事候補者3名とする。

(意向選挙の選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権を有する者（投票可能な者）は、代議員に限る。

2 被選挙権を有する者（立候補可能な者）は、代議員に限る。

(選挙管理委員会)

第4条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(役員候補者選出の通知)

第5条 意向選挙投票最終日1ヵ月前の別に定める日までに、理事長は全代議員に対し、役員候補者選出について公示する。

(立候補)

第6条 意向選挙の立候補する者は、立候補届に立候補所信表明書及び代議員1名による推薦書を添えて、別に定める日までに選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 立候補者は、理事候補者と監事候補者の両方に立候補できない。

(立候補者の通知)

第7条 委員会は、別に定める日までに立候補者の氏名、所信及び推薦者名を全代議員に医学会ホームページを通じて通知する。

(電磁的方法による投票)

第8条 投票は、原則として医学会ホームページを通じて電磁的方法により行う。

2 投票は、理事候補者・監事候補者ごとに行い、代議員は支持したい立候補

- 者に対して、第2条2項に規定する定数までの任意の数の立候補者のチェックボックスに印をつける方法で実施する。その詳細は委員会が定める。
- 3 投票の結果、得票の多い順に第2条2項に規定する定数までの者を新役員候補者として選出する。
 - 4 理事候補者・監事候補者について、立候補者が定数以内の場合にはその意向選挙は行わず、立候補者全員が役員候補として選出される。
 - 5 定数内の最下位において得票数が同数の立候補者が複数名いる場合は、第11条2項に規定する開票立会人の立会いの下で選挙管理委員長が抽選により決定する。
 - 6 役員候補者の選出は理事候補者と監事候補者に分けて行う。

(書面投票)

- 第9条 第2条第1項の規定に関わらず、電磁的方法による投票が困難な有権者は委員会に申し出ることにより書面による投票を行うことができる。
- 2 書面投票は郵送にて行う。その他は第8条に準じる。
 - 3 書面による投票を行う者は電磁的投票を行うことはできない。

(無効票)

- 第10条 次の投票はこれを無効とする。
- (1) 第8条、第9条の方法によらないもの
 - (2) 代議員の本人以外の者による投票
 - (3) その他不正行為による投票

(開票及び通知)

- 第11条 第8条及び第9条に基づく意向選挙投票終了後、委員会は速やかに開票を行う。
- 2 委員会は、選挙の公正性を確保するため、別に定める選挙期日までに代議員の中から開票の立会人を若干名指名する。
 - 3 委員会は意向選挙の結果を速やかに理事長に報告し、役員及び立候補者に対して通知する。

(選挙日程)

- 第12条 第5条、第6条及び第7条に規定する「別に定める日」並びに第11条第2項に規定する「別に定める選挙期日」は理事会が定める。

(理事会での役員候補者の決定)

- 第13条 理事長は、役員候補者の決定に関する議案を諮るため、社員総会の2週間前までに理事会を開催する。
- 2 理事会は、意向選挙の結果を基に、理事候補者及び監事候補者を決定し、社員総会に提案し決議することを確認する。

(社員総会における役員選任)

第14条 役員を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 役員を選任は投票により行う。
- 3 投票は、書面、挙手その他適当な方法によって行うことができる。
- 4 前項の投票の方法は、理事会が定める。
- 5 社員総会議長は、役員選任投票に先立ち、立会人3名を指名する。

(新理事会の開催と理事長等の選出)

第15条 社員総会で選出された新役員の合議により、社員総会終了後直ちに新理事会を開催する。

- 2 新理事会において新理事長、副理事長を選任する。

(内規の改廃)

第16条 本内規の改廃は、理事会の議を経て承認する。

附 則

本内規は、平成24年2月9日より施行する。

但し、平成26年度に実施する社員総会における役員選任の方法については、別に内規を定める。また、本内規に掲げる日程は、別に定める日程で実施することができる。

附 則

- 1 本内規は、平成25年9月7日より施行する。
- 2 本内規の制定に伴い、「役員候補者の選出に関する内規（平成3年5月11日施行）」及び「新役員を選任に関する内規（平成24年2月9日施行）」並びに「役員候補者の選出方法に関する申し合わせ（平成22年1月23日施行）」は、本内規の施行日をもって廃止する。

附 則

本内規は、平成27年5月27日より施行する。

(別紙様式 1)

日本リハビリテーション医学会理事候補者立候補届

私は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会の理事候補者に立候補します。

平成 年 月 日

所 属 _____

氏名 (自署) _____ 印

(注) 理事及び監事の両方の候補者にはなれません。

(別紙様式 2)

提出日：平成 年 月 日

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
理事長 殿

日本リハビリテーション医学会
立候補所信表明書(理事候補者)

ふりがな		年齢	
氏名			
所属県			
勤務先			
メールアドレス			
【所信表明】(200字から400字)			

(別紙様式 3)

日本リハビリテーション医学会理事候補者推薦書

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会

理事長 殿

理事候補者氏名 _____

公益社団法人日本リハビリテーション医学会理事候補者として、上記の者を以下の理由により推薦致します。

候補者推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

推薦者氏名 (自署) _____

印

(別紙様式 4)

日本リハビリテーション医学会監事候補者立候補届

私は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会の監事候補者に立候補します。

平成 年 月 日

所 属 _____

氏名 (自署) _____ 印

(注) 理事及び監事の両方の候補者にはなれません。

(別紙様式 5)

提出日：平成 年 月 日

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
理事長 殿

日本リハビリテーション医学会
立候補所信表明書(監事候補者)

ふりがな		年齢	
氏名			
所属県			
勤務先			
メールアドレス			
【所信表明】(200字から400字)			

(別紙様式 6)

日本リハビリテーション医学会監事候補者推薦書

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会

理事長 殿

監事候補者氏名 _____

公益社団法人日本リハビリテーション医学会監事候補者として、上記の者を以下の理由により推薦致します。

候補者推薦理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 年 月 日

推薦者氏名 (自署) _____ 印

理事会の人事に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第23条及び第24条並びに定款施行細則第27条に基づき、理事会の人事について定めるものである。

(理事長の選出)

第2条 理事長の互選は、理事の選挙がなされた社員総会の終了後、速やかに理事会を開催してこれを行うものとする。理事会は、事務局長が議長となる。

- 2 前項の理事会において、理事から推薦があった者を理事長候補者とする
- 3 理事長候補者は、選挙に先立って口頭による所信表明を行う。
- 4 理事長候補者が複数の時は次項に規定する選挙によって理事長を選出する。但し、理事長候補者が単数の場合は信任投票を行う。
- 5 理事長選出選挙は、以下の手続きによる。
 - (1) 出席の理事全員による単記無記名投票を行う。
 - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票の結果は事務局長が理事会に報告する。
 - (3) 第1回投票で出席理事総数の過半数の得票のあった者を当選とする。それに該当する者がいない時は、上位2名について決選投票を行い、有効投票の過半数の得票を得た者を当選とする。同数の場合は監事の立ち会いのもとで当該理事候補者が抽選を行い決する。
- 6 第4項但し書きによる信任投票は前項第1号及び第2号の手続きに準じて行い、有効投票の過半数の得票をもって信任とする。
- 7 第5項及び第6項による投票において、白票及び候補者が判別できない票は無効票とする。

(副理事長の選出)

第3条 副理事長の互選は、理事長の互選に引き続いて行う。理事長選出後は、理事長が議長となる。

- 2 理事（理事長を含む）から推薦のあった者を副理事長の候補者とする。候補者が副理事長の定員（5名）を超える時は、次の手続きで選挙を行う。但し、候補者が定員以内の場合は、信任投票を行う。
- 3 副理事長選出選挙は、以下の手続きによる。
 - (1) 出席の理事（理事長を含む）全員による5名連記の投票を行う。
 - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票の結果は事務局長が議長に報告し、議長から理事会に報告する。
 - (3) 有効投票の得票数の多い者から5人を当選とする。5人目の得票が同数の場合は、監事の立ち会いのもとで当該候補者が抽選を行い決定する。
- 4 第2項但し書きによる信任投票は、以下の手続きによる。

- (1) 出席の理事（理事長を含む）全員により、候補者個々につき賛否の投票を行い、有効投票の過半数の得票をもって信任とする。
- (2) 開票手続きは前項（2）の手続きに準ずる。
- 5 第3項及び第4項による投票において、白票及び候補者が判別できない票は無効票とする。但し、投票用紙への記入は1名のみでも有効票とし、一人の候補者の名前も記入していない投票用紙を白票とする。
- 6 開票の結果、有効投票の過半数未満または同数の票を獲得した最下位の候補者が複数いた場合は、その者を対象に再度投票を行い、再び同数となった時は、当該候補者による抽選により決する。

（業務執行理事会）

- 第4条 副理事長は理事長を補佐し、日常の会務を処理するため、日常的に会務を分掌する。
- 2 理事長は、必要に応じて業務執行理事会を開いて会務について協議する。業務執行理事会は理事長及び副理事長で構成し、理事長が召集し、その議長となる。

（特任理事の指名）

- 第5条 理事長は、必要と認めたときに、正会員の中から医学会が直面する重要な課題に対処するため特任理事を指名することができる。
- 2 理事長は、前項の特任理事を指名したときは、理事会に報告し承認を得なければならない。
 - 3 特任理事の任期は1年を超えないものとするが、理事会の同意を得て再任することができる。
 - 4 特任理事は、理事長の命を受けてその任務を遂行する他、理事長の要請によって理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、理事会の議決に加わることはできない。

（学術集会会長候補の選出）

- 第6条 学術集会会長は、学術集会時の理事会において4年先の学術集会の会長として理事会が推薦する者を選出し、社員総会に推薦するものとする。
- 2 理事2名の推薦得て立候補した者を候補者とする。候補者が複数の時は次の手続きで選挙を行う。候補者が単数の場合はその候補者をもって理事会が推薦する者とする。
 - 3 立候補の期間は、理事会が決定し本医学会ホームページで公示する。
 - 4 選挙を行う場合は以下の手続きによる。
 - (1) 出席の理事（業務執行理事を含む）全員による単記無記名投票を行う。
 - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票結果は事務局長が議長に報告し、議長から理事会に報告する。
 - (3) 当選者の決定方法は第2条第5項の手続きに準ずる。

(学術集会幹事の選出)

第7条 学術集会関連業務の円滑な運営をはかるため、学術集会幹事若干名を置くことができる。

- 2 学術集会幹事は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 学術集会幹事の任期は、学術集会会計報告終了までとする。
- 4 学術集会幹事は、理事長の要請によって理事会に出席することができる。

(事務局幹事の選出)

第8条 医学会事務局の日常の業務の円滑な運営を図るため、事務局幹事2名を置くことができる。

- 2 事務局幹事は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 事務局幹事の任期は1年とし、再任することができる。
- 4 事務局幹事は、業務執行理事会及び理事会に出席し意見を述べるることができる。

附 則

本内規は、平成2年12月8日より施行する。
平成6年7月28日より施行する。

附 則

本内規は、平成25年3月15日より施行する。

附 則

本内規は、平成27年4月25日より施行する。

附 則

本内規は、平成28年11月19日より施行し、平成28年7月23日より適用する。

附 則

本内規は、平成29年3月18日より施行する。

附 則

本内規は、平成29年6月7日より施行する。

附 則

本内規は、平成29年9月11日より施行する。

選挙管理委員会規則

(目的)

- 第1条 本規則は、代議員選挙に関する規則（以下「代議員選挙規則」という。）第6条第2項及び役員候補者の選出並びに役員の選任に関する内規（以下「役員選出内規」という。）第4条第2項に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の組織運営に関する事項を定めるものである。
- 2 委員会は、各種委員会の業務分担に関する内規第4条第4号に定める総務部に設置される選挙管理委員会である。

(組織及び運営)

- 第2条 委員会は、代議員選挙規則第3条に定める地区毎に1名の計8名の委員で構成する。
- 2 担当理事は委員会に出席できるが、第3条に規定する権限を有しない。また、委員長は、担当理事の出席が会議内容に特に不都合と判断する際には、顧問弁護士の意見を聞き出席を認めないことができる。
- 3 委員は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中から委嘱する。
- 4 前項の委員が、代議員選挙または役員候補者の選出選挙に立候補するときは、理事長は当該委員を解任し、遅滞なく当該委員所属地区から後任委員を委嘱し、理事会に報告しなければならない。
- 5 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。
- 6 委員長は委員会を代表し、委員会事務を総理する。
- 7 委員長は、副委員長を指名し、副委員長は委員長に事故あるときは委員長を代行する。
- 8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。
- 9 委員会における議決権は、委員1名につき1個とする。
- 10 委員会におけるすべての決議は、出席委員の過半数で決する。
- 11 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の任務及び権限)

- 第3条 委員会は、次の任務及び権限を有する。
- (1) 代議員選挙規則及び役員選出内規に規定される選挙に関する事務を管理し執行する。
- (2) 選挙権、被選挙権の有無及び投票の効力並びに代議員選挙及び役員候補者選出意向投票の当選人を決定する。
- (3) 選挙に関する異議の申し立ての受付、審査並びに不正行為の認定審査を行う。
- (4) 前3号に定めるほか、選挙を公正、円滑に実施するために必要と思料する事項を決定し実行する。

- 2 前項第3号の認定審査及び代議員選挙に関する規則第17条に規定する選挙無効の判断を行うときは、顧問弁護士の意見を聞かなければならない。
- 3 第1項第3号の認定審査の結果は、速やかに理事会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第4条 委員会の運営に関する事務は、事務局が行う。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

本規則は、平成27年5月27日から施行する。

専門医会幹事選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医会に関する規則第6条第2項に基づき、幹事の選出について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、委員会という）が行う。

- 2 委員会は5名で構成する。委員会委員（以下、委員という）は、専門医の資格を有する者（専門医の認定状況が保留・喪失以外の者）の中より選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。但し、委員は幹事候補者にはなれない。
- 3 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 委員長は、委員の中から互選する。
- 5 委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。但し、委員長に事故あるときは、他の委員の互選により委員長代行者を決定する。
- 6 委員会の議長は委員長とする。
- 7 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(投票)

第3条 投票は、選挙人1名につき10票の電子投票、または郵送投票にて行う。

- 2 郵送投票用紙は、委員会の定めたものを用い、未達による再発送は行わない。
- 3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。
- 4 得票が同数の場合は、委員長の抽選により当選者を決める。
- 5 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(選挙の日程)

第4条 選挙は、専門医会定例総会（以下、専門医会総会という）に合わせ、概ね以下の日程で行う。

- (1) 選挙告示、幹事立候補受付及び郵送投票申込の受付：110日前
- (2) 立候補締切：80日前（必着）
- (3) 立候補者名・所信表明の告示：60日前
- (4) 郵送投票申込の締切：60日前（必着）
- (5) 電子投票・郵送投票開始：45日前
- (6) 電子投票・郵送投票締切：15日前（必着）
- (7) 開票報告：専門医会総会

(被選挙人)

- 第5条 立候補者は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者で、専門医2名の推薦を受けて届け出た者とする。
- 2 立候補者を推薦する専門医は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者とする。
 - 3 立候補者は立候補に際して、立候補届・推薦状・所信表明(別紙)を提出する。
 - 4 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医の認定状況が保留・喪失となった者は、被選挙権を喪失する。

(選挙人)

- 第6条 選挙人は選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有する者とする。
- 2 専門医の認定状況が保留となっている者に選挙権はない。また、選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に保留解除となった場合も、選挙権はない。
 - 3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に専門医の資格を喪失した者は、選挙権を喪失する。

(告示)

- 第7条 委員会は、立候補者名、それぞれの所信表明をあらかじめ全専門医に告示する。
- 2 委員会は、選挙結果を全専門医に報告する。

(開票)

- 第8条 委員会は、選挙期日までに専門医の資格を有する者の中から開票立会人3名を指名する。
- 2 開票は、委員会が開票立会人のもとで行わなければならない。
 - 3 次の投票は、これを無効とする。
 - (1) 電子投票と郵送投票、どちらも行ったもの
 - (2) 郵送投票の際、定められた投票用紙を用いなかったもの
 - (3) 定められた連記人数を超えているもの

(特別幹事)

- 第9条 幹事が選出されなかった地方会から特別幹事を選任することとする
- 2 特別幹事の選任方法は以下の通りとする
 - (1) 当該地方会から立候補者があった場合は、得票数の多い者1名を選任する
 - (2) 当該地方会から立候補者が無かった場合は、地方会代表幹事が1名を指名し、選任する
 - (3) 地方会代表幹事の特別幹事指名は、開票後2週間以内に行う

附則

本内規は、平成 22 年 3 月 13 日より施行する。

平成 26 年 4 月 26 日より施行する。

【別紙】

- 一. リハビリテーション科専門医会幹事 立候補届
- 一. リハビリテーション科専門医会幹事立候補者 推薦書
- 一. リハビリテーション科専門医会幹事 立候補所信表明

各種委員会委員の推薦に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款施行細則第7章に規定される各種委員会委員について、推薦の方法を定めるものである。
- 2 各種委員会の委員の推薦（退任を含む）は、理事が別に定める推薦書（申請書）により行う。
- 3 推薦に際しては、当該委員会の業務にかかる適性、委員構成上のバランス、過去に推薦されたが委員に選任されなかった者等を十分に考慮する。
なお、調整、審議段階で変更もありうるため、候補者本人の事前承諾は得ないものとする。
- 4 委嘱時期は、原則として年1回、7月1日付けとし、必要に応じて1月1日付けの委嘱をする。
- 5 推薦の申請期間は、原則として4月1日～4月末とする。必要に応じて後期に委嘱する場合は、10月1日～10月末とする。
- 6 推薦された委員（委嘱・退任）は、事前に業務執行理事会で調整する。
- 7 理事会の承認後、理事長が委員を委嘱する。
- 8 プロジェクト委員会の委員については、別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。
平成25年6月12日より施行する。
平成26年11月29日より施行する。

附則

本申し合わせは、平成31年3月16日より施行する。

退任委員候補申請書

平成 年度（前期・後期）

[委員会名： _____]

委員の氏名： _____

摘 要： _____

委員の氏名： _____

摘 要： _____

委員の氏名： _____

摘 要： _____

平成 年 月 日

申請者名： _____ (署名)

各種委員会委員就任要請の手続きに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款施行細則第18条に規定する委員委嘱にあたっての、各種委員会委員就任要請の手続きについて定めるものである。
- 2 業務執行理事会から委員候補の推薦を受けた各種委員会委員については、理事会承認までは本人の内諾などは行わないことになっているので、理事会承認後から委員就任までの手続きを定める。
 - (1) 理事会承認後担当理事は、委員に速やかに連絡をとること。
 - 1) 新規委員の場合就任の意思を確認する。
 - 2) 再任・解職の場合も必要に応じて連絡する。
 - (2) 上記の結果に基づき担当理事は、事務局に委嘱状の発送を依頼する。
 - (3) 担当理事の連絡を受け、事務局は委嘱状を発送する。
(原則として7月1日付け、必要に応じて1月1日付け)
 - (4) 委員会活動は就任・再任意思の確認後可能とする。
 - (5) 就任を断られた場合は、事務局に連絡し業務執行理事会から次の候補の推薦を受け理事会に諮る。

附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

附 則

本申し合わせは、平成26年11月29日より施行する。

附則

本申し合わせは、平成31年3月16日より施行する。

名誉会員の推薦に関する内規

(目 的)

第 1 条 本内規は、定款施行細則第 1 条に規定する名誉会員の推薦について定めるものである。

(在会期間)

第 2 条 在会期間は 20 年以上とする。

(代議員歴)

第 3 条 代議員歴（旧評議員歴を含む）は 10 年以上とする。

(推 薦)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に加え、理事長、学術集会会長、理事経験者又はこれらと同等以上と認められる寄与をなした者から推薦する。

(承 認)

第 5 条 理事長が理事会の議を経て社員総会に推薦し、社員総会で承認する。

(議決権)

第 6 条 名誉会員は、代議員の任を解かれるが、社員総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権はない。

(会 費)

第 7 条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

附 則

本内規は、平成 3 年 5 月 11 日より施行する。

附 則

本内規は、平成 2 6 年 1 1 月 2 9 日より施行する。

Honorary Member(外国人)に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第3条の目的を国際学术交流の立場で達成するために、定款第5条第2項第5号並びに定款施行細則第4条に規定する特別会員として、本学会の発展に寄与した海外のリハビリテーション医学を専門とする医師又は研究者の Honorary Member 選出について定めるものである。

(資格)

第2条 Honorary Member は下記の資格を要する。

- (1) 65歳以上で、外国籍、市民権、または永住権を有する医師又は研究者
- (2) リハビリテーション医学に関連して、国際的に著名な業績を有する者
- (3) 本医学会の学術集会における招待講演や会員の留学受入等で本医学会に貢献した者
- (4) 本医学会名誉会員、役員、あるいは代議員の推薦を受けた者

(選出方法)

第3条 本医学会国際委員会は、Honorary Member として推薦を受けた候補者の業績並びに本医学会への貢献度を調査し、理事長に具申する。理事長は、理事会の議を経て候補者を社員総会に推薦し、社員総会で承認を受ける。

(定員)

第4条 Honorary Member の定員は30名以内とする。

(権利)

第5条 Honorary Member は下記の権利を持つ。

- (1) 本医学会年会費が免除される。
- (2) 本医学会が主催する学術集会及び国際学術集会の参加費が免除される。
- (3) 本医学会の機関誌及びその他の出版物への投稿、学術集会での発表の応募ができる。
- (4) 本医学会が刊行する機関誌及びその他の出版物の頒布を受けられる。
- (5) 本医学会の要請に応じて、本医学会に対する提言ができる。

(義務)

第6条 Honorary Member は下記の義務を負う。

- (1) 所属、連絡先に変更がある場合には、速やかに本医学会事務局に通知する。

(会員登録)

第7条 理事会は、本人の承諾を得て、Honorary Member の氏名を会誌に掲載する。

附 則

本内規は、平成11年9月25日より施行する。
平成15年3月29日より施行する。

附 則

本内規は、平成27年3月14日より施行する。

BYLAWS FOR HONORARY MEMBERSHIP (International)

1. Objective

In order to achieve the objective of Japanese Association of Rehabilitation Medicine (JARM) from the standpoint of international exchange as set forth in Article 3 of the Articles of the Association, the Association shall appoint “Honorary Members” from among overseas medical doctors and researchers specializing in the field of rehabilitation medicine who have contributed to the development of the Association as foreign Special Members as set forth in Article 5, Paragraph 2, Item 5 of the Articles of the Association and in Article 4 of the Enforcement Regulations of the Articles of the Association.

2. Qualifications

A person eligible to become a Honorary Member shall satisfy the following requirements:

- (1) The said person shall be a medical doctor or researcher aged 65 years old or over who is of a foreign nationality or has either citizenship or permanent residency status in a foreign country;
- (2) The said person should have made internationally recognized contributions to the field of rehabilitation medicine;
- (3) The said person shall have made a significant contribution to JARM by presenting an invited lecture at a JARM meeting or by sponsoring overseas study of a JARM member; and
- (4) The said person shall obtain a recommendation from a honorary member, officer or representative of JARM.

3. Admission

The JARM Committee on International Affairs shall review the achievements and contributions to JARM of the proposed candidate for Honorary Membership and shall report the results to the Chairman of the Board of Governors of JARM. The Chairman of the Board of Governors shall, following deliberations in the Board of Governors, recommend the candidate and receive the approval of the Representative Assembly of JARM.

4. Limitation on Number of Honorary Members

The number of Honorary Members shall be no more than 30.

5. Rights of Honorary Members

- (1) The annual membership fee for JARM shall be waived;
- (2) Registration fee(s) for domestic and/or international meetings organized by JARM shall be waived;
- (3) The Honorary Member shall be able to submit papers to the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications and to make presentations to the above meetings;
- (4) The Honorary Member shall receive the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications of JARM; and
- (5) The Honorary Member shall be able to make proposals to JARM in response to a request by the Association.

6. Duties of Honorary Members

Honorary Members shall have the following duties:

- (1) Honorary Members are requested to promptly notify the secretariat of JARM of any changes in address for correspondence, and other relevant data affecting membership.

7. Registration

With the approval of the Honorary Members, the Board of Governors shall publish the names of Honorary Members in the bulletin of the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine.

8. Supplement

Following a resolution of two-thirds of the members of the Committee on International Affairs, including the Committee Chairman, the above bylaws shall go into effect upon the approval of the Board of Governors.

Approval by Board of Governors:

September 25, 1999

March 29, 2003

March 14 ,2015

日本リハビリテーション医学会

Honorary Member推薦者（名誉会員、役員、代議員）各位へ

- 1 日本リハビリテーション医学会のHonorary Memberに関する内規に従って、Honorary Memberの推薦を募集いたします。内規に合致する有資格者で、推薦を希望される場合、以下の要領で応募して下さい。
- 2 推薦者は、別紙のHonorary Member推薦書に被推薦者の生年月日、経歴、役職、推薦理由等を記載して、本学会国際委員会あてに御郵送下さい。国際委員会では候補者の業績と本学会に対する貢献内容を調査し、理事長に提出致します。理事長は、理事会で討議した上で、Honorary Memberとして社員総会に推薦し、最終的には社員総会で承認を受ける必要があります。

日本リハビリテーション医学会 国際委員会

日本リハビリテーション医学会 Honorary Member 推薦書

日本リハビリテーション医学会理事長 殿

年 月 日

候補者の氏名（Titleを含む）：

候補者の生年月日（西暦）：

候補者のE-mailアドレス：

候補者の現職：

候補者の住所（郵便コードを含む）：

候補者の所属する国の所属学会名：

当該学会における候補者の現在の役職：

当該学会における候補者の過去における役職：

候補者の主要業績、日本リハビリテーション医学会への貢献：

推薦理由（Honorary Member（外国人）に関する内規第2条を参照して具体的に）：

以上により、頭記の者を日本リハビリテーション医学会 Honorary Member として推薦します。

推薦者の氏名：

推薦者の所属：

推薦者の住所：

推薦者の電話番号：

推薦者のFAX番号：

推薦者のE-mailアドレス：

Corresponding Member に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第3条の目的を国際学术交流の立場で達成すべく、定款第5条第2項第5号並びに定款施行細則第4条に規定する特別会員として、リハビリテーション医学の発展に寄与している海外のリハビリテーションを専門とする医師又は研究者の中から、本医学会との重要な情報交換を行うための Corresponding Member 選出について定めるものである。

(資格)

第2条 Corresponding Member は下記の資格を要する。

- (1) 外国籍、市民権、または永住権を有する医師又は研究者
- (2) リハビリテーション医学における十分な業績を有する者
- (3) 海外に在住して、本医学会との国際交流に寄与できる者
- (4) 本医学会名誉会員、役員、あるいは代議員の推薦を受けた者

(選出方法)

第3条 本医学会国際委員会は、Corresponding Member として推薦を受けた候補者の業績ならびに本医学会への貢献度を調査し理事長に具申する。理事長は、理事会の議を経て候補者を社員総会に推薦し、社員総会で承認を受ける。

(定員)

第4条 Corresponding Member の定員は30名以内とする。

(権利)

第5条 Corresponding Member は下記の権利を持つ。

- (1) 本医学会年会費が免除される。
- (2) 本医学会が主催する学術集会及び国際学術集会の参加費が免除される。
- (3) 本医学会の機関誌及びその他の出版物への投稿、学術集会での発表の応募ができる。
- (4) 本医学会が刊行する機関誌及びその他の出版物の頒布を受けられる。
- (5) 本医学会の要請に応じて、本医学会に対する提言ができる。

(義務)

第6条 Corresponding Member は下記の義務を負う。

- (1) 原則として5年に1回以上、下記の何れかをもって本医学会の発展に貢献する。
 - 1) 本医学会が主催する学術集会、あるいは関連学術集会に出席もしくは発表する。
 - 2) 本医学会の機関誌あるいは日本国内のリハビリテーション医学関連学

術誌に投稿する。

(2) 所属、連絡先に変更がある場合には速やかに本医学会事務局に通知する。

(任期)

第7条 Corresponding Member の任期は5年とする。ただし理事会の承認を得てこれを延長することができる。

(会員登録)

第8条 理事会は、本人の承諾を得て、Corresponding Member の氏名を本医学会機関誌に掲載する。

附 則

本内規は、平成11年9月25日より施行する。

平成15年3月29日より施行する。

平成21年1月24日より施行する

附 則

本内規は、平成26年3月14日より施行する。

Bylaws for Corresponding Membership

1. Objective

In order to achieve the objectives of Japanese Association of Rehabilitation Medicine (JARM) from the standpoint of international exchange as set forth in Article 3 of the Articles of the Association, from among overseas medical doctors and researchers specializing in rehabilitation medicine who are making a contribution to the field of rehabilitation medicine, the Association shall appoint Corresponding Members who shall perform the important role of exchanging information with the Association as foreign Special Members as set forth in Article 5, Paragraph 2, Item 5 of the Articles of the Association and in Article 4 of the Enforcement Regulations of the Articles of the Association.

2. Qualifications

A person intending to become a Corresponding Member shall satisfy the following requirements:

- (1) The said person shall be a medical doctor or researcher who is of a foreign nationality or has either citizenship or permanent residency status in a foreign country;
- (2) The said person should have made significant contributions to the field of rehabilitation medicine;
- (3) The said person, living abroad, shall be able to contribute to international exchange with JARM; and
- (4) The said person shall obtain a recommendation from a honorary member, officer or representative of JARM.

3. Admission

The JARM Committee on International Affairs shall review the achievements and contributions to JARM of the proposed candidate for Corresponding Membership and shall report the results to the Chairman of the Board of Governors of JARM. The Chairman of the Board of Governors shall, following deliberations in the Board of Governors, recommend the candidate and receive the approval of the Representative Assembly of JARM.

4. Limitation on Number of Corresponding Members

The number of Corresponding Members shall be no more than 30.

5. Rights of Corresponding Members

- (1) The annual membership fee for JARM shall be waived;
- (2) Registration fee(s) for domestic and/or international meetings organized by JARM shall be waived;

- (3) The Corresponding Member shall be able to submit papers to the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications and to make presentations to the above meetings;
- (4) The Corresponding Member shall receive the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine and other publications of JARM; and
- (5) The Corresponding Member shall be able to make proposals to JARM in response to a request by the Association.

6. Duties of Corresponding Members

Corresponding Members shall have the following duties:

- (1) To contribute to the development of JARM in one or more of the following ways at least once in five years;
 - 1) Attending or making a presentation at a meeting organized by JARM or other related meeting; or
 - 2) Submitting an article for publication in the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine or other Japanese medical journal related to rehabilitation medicine.
- (2) To promptly notify the secretariat of JARM of any changes in address for correspondence, and other relevant data affecting membership.

7. Membership Expiration and Extension

The period of membership is five years, but this may be extended on the approval of the Board of Governors .

8. Registration

With the approval of the Corresponding Members, the Board of Governors shall publish the names of Corresponding Members in the bulletin of the Japanese Journal of Rehabilitation Medicine.

9. Supplement

Following a resolution of two-thirds of the members of the Committee on International Affairs, including the Committee Chairman, the above bylaws shall go into effect upon the approval of the Board of Governors.

Approval by Board of Governors:

September 25, 1999
March 29, 2003
January 24, 2009
March 14 , 2014

日本リハビリテーション医学会

Corresponding Member推薦者（名誉会員、役員、代議員）各位へ

- 1 日本リハビリテーション医学会の Corresponding Member に関する内規に従ってCorresponding Memberの推薦を募集いたします。内規に合致する有資格者で、推薦を希望される場合、以下の要領で応募して下さい。
- 2 推薦者は、別紙のCorresponding Member推薦書に生年月日、経歴、役職、推薦理由等を記載して、本学会国際委員会あてに御郵送下さい。国際委員会では第1次審査を行い、結果を推薦者あてに通知します。第1次審査で選出された候補者に対しては、Corresponding Member内規（英文）を郵送し、履歴書、業績目録等の提出を依頼します。その後、国際委員会の第2次審査及び理事会の議を経て、社員総会において最終決定を致します。
- 3 国際委員会の第2次審査の段階でも依然、最終決定ではないことをご了承ください。

日本リハビリテーション医学会 国際委員会

日本リハビリテーション医学会 Corresponding Member 推薦書

日本リハビリテーション医学会理事長 殿

年 月 日

候補者の氏名（Titleを含む）：

候補者の生年月日（西暦）：

候補者のE-mailアドレス：

候補者の現職：

候補者の住所（郵便コードを含む）：

候補者の所属する国の所属学会名：

当該学会における候補者の現在の役職：

当該学会における候補者の過去における役職：

候補者の主要業績、日本リハビリテーション医学会との関係：

推薦理由(会則の Corresponding Membership 資格を参照して具体的に)：

以上により、頭記の者を日本リハビリテーション医学会 Corresponding Member として推薦します。

推薦者の氏名：

推薦者の所属：

推薦者の住所：

推薦者の電話番号：

推薦者の FAX 番号：

推薦者の E-mail アドレス：

Ⅱ－11

医師以外の正会員の認定に関する内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第2章に基づき、医師以外の正会員の認定について定めるものである。

(入会審査委員会)

第2条 医師以外の入会審査は、会則検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(第一次審査)

第3条 医師以外の入会申込者は、次の各号に掲げるすべての資格要件を具備する者とする。

- (1) 修士または博士の学位を有すること
 - (2) 30歳以上であること
 - (3) リハビリテーション関連の臨床経験、研究歴または教育歴を6年以上有すること
 - (4) 研究業績は、下記のいずれかを満たすものであること
 - 1) リハビリテーションに関する主著論文1編以上（レフェリーのいる雑誌の原著論文であること）
 - 2) リハビリテーションに関する学会主演者2回以上又は本医学会もしくはそれに相当する関連学会での講演1回以上（シンポジウム、パネリストを含む）
- 2 歯科医師については、前項の規定にかかわらず（4）の資格要件を具備する者とする。
- 3 委員会は、前項の資格要件について審査を行う。

(第二次審査)

第4条 委員会は、前条の資格要件を満たす者について、学位論文、業績一覧等により教育・研究及びリハビリテーションの普及等で、本医学会に寄与できるかどうかを勘案し、入会の適否を審査する。

- 2 委員会は、前項の規定により入会が適当と判定した者を候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。

(認 定)

第5条 理事会は、委員会の議に基づき前項の候補者を正会員と認定し、社員総会に報告する。

(入会の特例)

第6条 第2条から第5条までの規定に関わらず、理事長が必要と求めた場合は、理事会の承認を経て正会員としての入会を認めることができる。

2 前項における入会審査は業務執行理事会が行い、理事会の承認を得なければならない。

3 本条に基づく入会申請にあたっては、所定の入会申請書及び履歴書の提出を求める。

(その他)

第7条 本内規の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

本内規は、平成14年3月23日より施行する。

平成18年9月30日より施行する。

平成26年3月15日より施行する。

平成28年11月19日より施行し、平成28年9月1日より適用する。

医師以外入会希望者の審査等の手続きに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、医師以外の正会員の認定に関する内規（以下「内規」という。）に基づき、その申し合わせについて定めるものである。
- 2 医師以外の入会希望者から、入会の申込みがあったときは、事務局は入会関係資料を会則検討委員会（以下「委員会」という。）から選出された予備審査委員2名に個別に送付し審査を依頼する。2名の委員は輪番制とする。
- 3 前項による資料の送付を受けた委員は、直ちに予備審査を行う。提出された資料では判断できない場合、資料の再提出を求める事ができる。
- 4 内規に照らして、第一次審査及び第二次審査を行い、審査の結果を次の3段階に区分し、事務局に報告する。
 - (1) 内規に照らして、入会が適当と思われる者（入会可）
 - (2) 内規に照らして、入会が適当でない者（入会不可）
 - (3) 内規に照らして、入会の可否が決めがたい場合（委員会で審査）
- 5 事務局に報告された予備審査の結果は、次の通り処理する。
 - (1) 第4項（1）、（2）について、2名の委員の意見が一致した場合は、委員会を省略し、委員会の審査結果とすることができる。委員長は審査結果を担当理事に報告するとともに、入会が適当と判定した者を正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。
 - (2) 第4項（1）、（2）、（3）について、2名の意見が一致しない場合及び（3）で意見が一致した場合は、委員会による審査を行う。
 - (3) 委員会は、内規に照らして入会の適否を判定する。委員長は審査結果を担当理事に報告するとともに、入会が適当と判定した者を正会員候補者として、推薦理由を付し、理事会に提出する。

附 則

- 本申し合わせは、平成 5年3月27日より施行する。
平成14年4月 1日より施行する。
平成18年9月30日より施行する。

功労会員の推薦に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第2条に規定する功労会員の推薦について定めるものである。

(在会期間)

第2条 在会期間は20年以上とする。

(代議員歴)

第3条 代議員歴(旧評議員歴を含む)は10年以上とする。

(推薦)

第4条 第2条及び第3条に加え、多年にわたり本会に在籍した65歳以上の会員で本会の管理運営に多大なる貢献をなした者の中から推薦する。

(承認)

第5条 理事長が理事会の議を経て社員総会に推薦し、社員総会で承認する。

(議決権)

第6条 功労会員は、代議員の任を解かれるが、社員総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権はない。

(会費)

第7条 功労会員は、会費を納めることを要しない。

附 則

本内規は、平成21年9月26日より施行する。

附 則

本内規は、平成26年11月29日より施行する。

専門職会員の入会に関する手続きについての内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第2章、第6条に規定する専門職会員の入会に関する手続きについて定めるものである。

(推薦)

第2条 専門職会員の入会申請には、代議員または、リハビリテーション科専門医1名による推薦を要する。

(資格要件)

第3条 専門職会員の入会申込者は、次の各号に掲げるすべての資格要件を具備する者とする。

(1) リハビリテーション医学・医療に係りの深い国家資格を有すること。

国家資格については、以下のとおりとする。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・義肢装具士
- ・看護師
- ・薬剤師
- ・管理栄養士
- ・公認心理師
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・歯科衛生士

(2) リハビリテーション医学・医療関連の臨床経験、研究歴、または教育歴を5年以上有すること。

(3) 日本リハビリテーション医学会が学術的に連携している学会・団体の学会・研究会等における主演者としての発表歴が1回以上あること。

(審査)

第4条 専門職会員の入会審査は、会則検討委員会（以下「委員会」という。）が行う。

第5条 委員会は、前項の規定により入会が適当と判定した者を候補者として、理事会に提出する。

(認定)

第6条 理事会は、委員会の議に基づき前項の候補者を専門職会員と認定する。

附 則

本内規は、平成30年6月27日より施行し、平成30年7月2日より適用する。

附則

本内規は、平成30年7月28日より施行する。